

## 市庁舎建設に関する調査特別委員会の委員長報告に対する質疑

委員長報告に対して6点について質疑をいたします。

まず1点目、新築移転以外の選択肢、対案についてです。

委員長報告では「条例請求の要旨には『耐震化は不可避の課題』とあるけれども、住民投票によって市庁舎新築移転計画に反対との結果が出た場合、市庁舎の耐震化の解決にはならないということであり、具体的に市民の判断ができる選択肢の設定が必要であるという意見があった」とありました。

「耐震化は不可避の課題」であることは、誰もが思っていることであり、市民・行政・議会の一致した認識です。ところが本来、耐震化対策について市が選択肢を設けて市民に問うべきであるのに、いきなり新築の方針を出したわけです。

「市民の会」の代表者による意見陳述では「まさに出発点から間違っていたと言わざるをえません」と述べておられます。まさに市民の怒りをかったわけです。

100億円規模の財政を投入する市庁舎新築移転計画が市政における重要課題であることは言うまでもありません。しかも、市庁舎の移転には地方自治法第4条が定めるように市議会の3分の2の賛成が必要です。すなわち、3分の1の議員が反対ならば移転できないという特別多数議決事項とされているように、市民にとって、とりわけ重要な課題と言えます。にもかかわらず、市民には選択する機会がなかったため、このような直接請求をせざるをえなくなったのではないのでしょうか？

参考人質疑の場でも参考人は、「自分たちとしては選択肢を奪われていた」と述べておられます。

「もともと市が選択肢を設けていなかったのに、市民に対して対案を出せというのはおかしい話だ」という声や、「選択肢がない、対案がないというのは道理のない話だ」という声も聞いています。それに、「対案、対案」と言われますが、新築移転計画反対が対案ではないのでしょうか。

市の不適切なやり方に市民は怒り、このような直接請求に至ったわけですから、それに対案を出せというのは道理がないではありませんか。

その点についての議論はなかったのでしょうか。詳しい内容をお尋ねします。

2点目、条例案の不備な点についてです。

委員長報告では、「住民投票の結果を尊重すべきということであれば、最低投票率の規定を設けることは必要ではないか」とありますが、最低投票率は条例に必要な不可欠ではありません。条例案第5条に規定されているように、住民投票の結果の尊重であって、結果に従うものとする拘束型とは違います。尊重というのは、投票率を含めた結果に対する政治的判断となるわけですから、最低投票率は関係ありません。それを不備だというのは「理解できない」とか「言いがかりだ」といった声も聞いていますが、この点についてどのような議論をされたのか、お尋ねします。

3点目、これまでの議会の取り組みについてです。

委員長報告では、「対案があれば別だが、改めて賛否を問う条例案には反対であるという意見があった」ということですが、1点目で述べたように新築移転計画反対が対案です。市民はこれまで賛否を問われたことはありません。この条例案が通って初めて賛否を問われるわけであり、「改めて賛否を問う」という表現は正確ではありません。

市長だけでなく、議会においても市民に問うことをしてこなかったわけですから、そのことも直接請求がなされた理由の一つであると理解できるのではないのでしょうか。

5万人以上の署名が添えられた直接請求を、議会として重く受け止めているという報告ですが、各委員がどう受け止めたのか、審査の中での発言を詳しくお答えください。

4点目、条例案第1条についてです。

条例案第1条は「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」となっています。

市長は、第1条について「住民投票をしない限り市政は民主的でなく、健全な運営を図っていないと述べたに等しい。この条文は議会制民主主義にのっとり適正な手続により正当に進められてきた本事業の取り組みの実態と矛盾するもの」と言っておられます。

しかし、住民投票で市民の意思を明らかにしたいというのが投票の目的であり、「住民投票をしない限り市政は民主的でない」とは言っていない「市民の会」の人たちにとっては、委員会で参考人が述べられたように「市長の見解は理解できない」のは、その通りではないのでしょうか。

市長が市民の意思を明らかにする手立てをとってこなかったから、第1条に

ついでに市長の見解に対し、「傲慢だ」とか「5万人に対する挑戦だ」という声を聞いているわけですが、第1条について委員会での議論があったのか、なかったのか。あったならば、報告をしてください。

5点目、条例案第2条第1項第1号についてです。

市長は選択肢がないということが重大な問題であり、「A案とB案の選択肢が具体的に示され、市民の判断に付すべき事項が明確に特定されていることが、耐震化をどう進めるべきかの住民投票にとっては不可欠だ」と言っておられます。

しかし、この住民投票条例案は「耐震化をどう進めるべきか」の住民投票ではありません。あくまでも、新築移転計画の賛否を問う、○か×かを問うものです。

参考人も「○か×式は普通のパターンだ」と述べています。

その点について、議論されたのでしょうか。お尋ねします。

6点目、条例案第3条第1項についてです。

条例案第3条は「市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報提供をおこなうものとする」となっています。

市長は、「適切な情報」及び「必要な情報提供」という表現が抽象的で具体的な特定がされていないことは問題だと言っておられますが、まず大前提として言えることは、新築や耐震化に関しての情報を持っているのは市長や市役所であり、市民には市長や市役所がどのような情報を持っているのかはわからないということです。

ですから、第3条は市民が判断するために必要だと市長が判断したふさわしい情報を提供することを義務付けていると理解できます。

市長が言われるように特定するとなると、提供する情報に縛りをつけることになり、市にとっても市民にとっても良くないのではないかと懸念されます。

その点について、議論されたのでしょうか。お尋ねします。

以上